

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 28

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43808

45.12.16

大蔵者と折衝

乙下記の当方見解を述べた。二か

に対し先方は緊急検討を約した。(なお防犯施設庁 鐘江次長に対し15日 南宮功大蔵

者に対し(当方の見解を述べた)と予告す。

記

1. 労務管理費

何らかの定率方式を考慮する時期は遅く(朱側の提議を待たず)

113の245 ないかと考えた。但し 110-227-211 数字を自衛隊交渉に決定すべきであった。(二かに対し)

先方は地位協定が本条との関連における説明及び施設庁自体の管理機構の合理化等の問題に言及したが、格別反対は述べた。

2. 退職金

組合とは、復讐後退職の際 復讐前後の

勤務年限を通算(右本土並の退職金の額を下記の額をアセクトする)との見解は

存在する。^{他方}朱側提議の言う如く朱側が半分と上記本土並額との差額を自費が

か負担するとは妥当でなく、朱側にも支払うべき部分がある筈である。(例として 復讐直後の

汁繰半戻りで支払うべき退職金が朱側の朱側支払う分を上回る場合など) かつ二の差

をそのまま妥当な朱側負担方式と捉えられたいかと思ふ。 右方 復讐時に朱側

が退職金を一時払い(右に似た7112の朱側の事情の説明を待たず)に問題があると大蔵省に

考えられ³⁵³⁴るを示してほしい。

(二かに対し先方は、復讐時の雇用

切手不足と先任取(勤務年法の意味あり)
とを切離せたいか、また概算右比も自前か

支払うことと右やも知れざる金額が明らかなら
うか、等の問題提起後、前田審議官

より全(の私見で引用しては困るが、例の
種、内、^毎一定額を一定年限のみ差額分
毎

とに自前が出たことと、その後は半額か
全部支払うという事 ~~2000~~ といふ場合、いふか

か自前にとり有利かとかを考へてみる、
と述べていた。